

平成29年3月15日（水）衆・文部科学委員会

尾身 朝子氏（自民）

問1 給付型奨学金が、我が国で初めて創設されることは大きな前進と考えるが、創設に向けた意気込み、また創設の意義について大臣の見解如何。

（答）

1. 意欲と能力があるにも関わらず、経済的理由によって進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、我が国として初めて、学生向けの返還不要の給付型奨学金を創設することといたしました。
2. 生徒の進学を後押しするという観点から、平成30年度の進学者から本格実施することとし、特に経済的に厳しい方、具体的には私立の大学や専修学校に自宅外から通学する方や、児童養護施設退所者等の社会的養護を必要とする方を対象として、平成29年度進学者から一部先行実施することとしています。
3. この新たな給付型奨学金制度の成果を最大限に発揮させるためにも、生徒や保護者への周知を徹底するとともに、制度の円滑な立ち上げと安定的な運用・定着に努めてまいります。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）

（直通）

（携帯）

平成29年3月15日(水) 衆・文部科学委員会

尾身 朝子氏(自民)

問2 今回の給付型奨学金は、いかなる経緯・議論を経て創設されることになったのか、文部科学省の見解如何。

(答)

1. 「一億総活躍社会」の実現に向け、政府において議論を重ねる中、昨年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、給付型奨学金について「世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進めることが盛り込まれました。
2. 更に、昨年8月に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」においては、「平成29年度(2017年度)予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する」と方針が示されました。
3. こうした方針を踏まえ、文部科学省内でも給付型奨学金制度検討チームを設置し、有識者の参画も得ながら半年に渡り議論を重ね、昨年12月19日に検討結果を整理し公表いたしました。
4. また、その間、与党内でも検討が行われ、与党からも数次の提言がなされたと承知しております。以上のような検討の結果として、昨年末の予算編成を経て、給付型奨学金制度が創設されることとなったものと承知しております。
5. この給付型奨学金と、既存の貸与型奨学金を合わせて利用することで、生徒の進学後押しを図ることができると考えております。

平成29年3月15日(水) 衆・文部科学委員会

尾身 朝子氏(自民)

問3 給付型奨学金だけでなく、貸与型奨学金も併せて利用することで進学の後押しとするとの説明であるが、具体的な利用のイメージ如何。

(答)

1. 日本学生支援機構が実施した学生生活調査によれば、年収200万円未満の世帯の学生の場合、例えば私立自宅生であれば、平均で毎月約13万円の支出があることとされております。
2. 一方、家庭からの給付の平均額が約5万円、アルバイトによる収入の平均額が約3万円となっており、見込まれる収入は計8万円となります。
3. この収支差額の5万円を奨学金でまかなう場合、従前であれば、全て貸与型奨学金でまかなうこととなりますが、給付型奨学金制度本格実施開始後は、私立・自宅生の場合は毎月3万円の支給を受けられるため、3万円を給付型奨学金で、残りの2万円を無利子奨学金でまかなうこととなります。
4. 同様に、国立大学の場合や、自宅外から通学する場合についても試算すると、給付型奨学金と無利子奨学金の組み合わせで、おおむね必要な学生生活費をまかなうことができます。無利子奨学金を利用する部分については、所得連動返還型奨学金制度を導入することから、返還の負担は大きく軽減されます。
5. 以上のようなことで、教育費について、学生の大幅な負担軽減を図ることができ、進学の後押しの効果が発揮されるものと考えております。

平成29年3月15日(水) 衆・文部科学委員会
尾身 朝子氏(自民)

問4 無利子奨学金の拡充について、その概要如何。

(答)

1. 大学等奨学金事業においては「有利子から無利子へ」の流れを加速すべく、これまでも無利子奨学金の拡充を図ってきたところです。
2. 平成29年度予算案においては、
 - ① 住民税非課税世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃し、希望する全ての方への貸与を可能とするための増員2万人、
 - ② 貸与基準を満たしているにも関わらず貸与を受けることができなかった残存適格者を解消するための増員2万4千人、
 合わせて対前年度比4万4千人増となる51万9千人に拡充することとしております。
3. さらに、卒業後の所得に返還月額が連動する、新たな所得連動返還型奨学金制度を導入することとしています。これにより、所得が低い状況でも毎月最低2千円からの無理のない返還を可能とすることで、返還負担を大幅に軽減いたします。

(参考1) 無利子奨学金4万4千人増の内訳

- ・残存適格者解消分：約2万4千人、約150億円
- ・成績基準撤廃分：約2万人、約123億円

(参考2) 無利子奨学金の推移 ※復興特会除く

	<予算額>	<貸与人員>	<残存適格者数>
平成24年度	2,730億円	37.8千人	10.5万人
平成25年度	2,840億円	41.6万人	8.6万人
平成26年度	3,000億円	44.1万人	4.2万人
平成27年度	3,125億円	46.0万人	3.0万人
平成28年度	3,222億円	47.4万人	2.4万人

(参考3) 事業費及び貸与人員

	<平成28年度予算>	<平成29年度予算案>
<事業費> 無利子奨学金	3,222億円	⇒ 3,502億円(279億円増)
		[この他被災学生等分26億円]
(有利子奨学金	7,686億円	⇒ 7,238億円(448億円減))
<貸与人員> 無利子奨学金	47万4千人	⇒ 51万9千人(4.4万人増)
		[この他被災学生等分4千人]
(有利子奨学金	84万4千人	⇒ 81万5千人(2.9万人減))

※ 計数は単位未満四捨五入

(参考4) 平成24年度予算との比較

	<平成24年度予算>	<平成29年度予算案>
	(無利子：有利子)	(無利子：有利子)
事業費	1：3.1	→ 1：2.1
貸与人員	1：2.4	→ 1：1.6

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成29年3月15日(水) 衆・文部科学委員会

尾身 朝子氏(自民)

問5 貸与型奨学金には保証制度があり、人的保証と機関保証を選択することになっているが、学生によっては保証人を立てるのが困難な場合もある。この保証人制度は廃止にして、機関保証制度だけにして、保証料を引き下げるということも考えられると思うが、保証人制度についての文部科学省の見解如何。

(答)

1. 機関保証制度については、平成15年の「独立行政法人日本学生支援機構法」の国会議決に当たって、衆議院の附帯決議に「機関保証制度の創設に当たっては、人的保証との選択性にするとともに、奨学生の経済的な負担等に対する教育的配慮を行い、適正な運用に努めること」が盛り込まれているところです。
2. 一方、来年度から導入する所得連動返還型奨学金制度においては、返還期間が長期化した場合、連帯保証人の返還能力が確保されなくなるおそれがあるため、機関保証に移行すること、また、保証料の引き下げをあわせて検討すべきことが、有識者会議において示されたところです。
3. このため、文部科学省においては、関係機関と協議を行い、所得連動返還方式の選択者は全員機関保証とするとともに、無利子奨学金全体の機関保証料を0.693%から0.589%へと約15%引き下げることを予定しています。
4. 奨学金制度全体を機関保証制度に移行することについては、衆議院の附帯決議の趣旨などを踏まえ検討を行う必要があると考えますが、先ほど御説明した有識者会議のまとめでは、今後、定額返還方式を含む無利子奨学金全体について機関保証への移行を検討することが提言されており、制度の改善・充実に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。

平成29年3月15日(水) 衆・文部科学委員会

尾身 朝子氏(自民)

問6 奨学金制度が充実するのは素晴らしいことだと思うが、学生に制度内容を理解してもらう必要がある。制度の周知は極めて重要であり、特に、早い段階で周知すれば、進学に向けた生徒の努力を促すこともできると考えるが、文部科学省の今後の取組如何。

(答)

1. 新たな制度も含め、奨学金事業について、生徒や保護者、教員等にしっかりと周知を図ることは、大変重要なことと認識しております。
2. 特に、平成29年度からは、給付型奨学金制度や所得連動返還型奨学金制度など新しい制度が導入されることもあり、この内容等について、文部科学省と日本学生支援機構から教育委員会や高校、大学等に対し、事務連絡を発出し、周知を行っております。

(参考)平成29年1月6日付事務連絡

[発出先]

日本学生支援機構 → 高等学校、高等専門学校、大学

文部科学省 → 各都道府県教育委員会、各都道府県知事部局等

[内容]

平成29年度以降の奨学金事業新制度のお知らせについて

- ・新制度の概要
- ・生徒や学校担当者向けのお知らせ
- ・高等教育進学サポートプラン

3. また、平成29年度予算案においては、資金計画を含めた奨学金の利用について、学生等の理解を促進するための経費を計上しており、具体的には、

①大学等への進学のための資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するスカラシップアドバイザー（仮称）を派遣すること

②学生等が進学費用のシミュレーションを行うことができるウェブサイトを開設すること

を新たに実施することとしております。

（参考①）新制度の周知・広報等のための経費

（参考②）スカラシップ・アドバイザー（仮称）の派遣について

・概要 ファイナンシャルプランナーと連携し、資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するスカラシップ・アドバイザー（仮称）を派遣し、説明会やセミナーを実施するとともに生徒・保護者等からの相談に対応する。（養成・派遣予定人数延べ約2,600人）

・対象 生徒、保護者、教員等

・平成29年度予算案

4. また、高校の早い段階から大学進学を含む進路について考えておくことは非常に重要であり、奨学金を含む教育費の支援策を理解しておくことはとても大切なことと考えます。

5. このため、例えば、給付型奨学金について、その制度や各高校で定める推薦基準を高校入学時に生徒に周知することを各高校に促すなど、高校等とも連携しながら奨学金事業の周知・広報を進めてまいりたいと考えます。

平成29年3月15日（水）衆・文部科学委員会

尾身 朝子氏（自民）

問7 奨学金制度の利用に当たっては、生徒に自らのファイナンシャルプランを意識させることが重要であり、来年度新しく導入されるスカラシップ・アドバイザーには期待している。スカラシップ・アドバイザーの派遣事業について、取り組み内容如何。

（答）

1. 本事業は、奨学金事業を実施する日本学生支援機構において、大学等への進学のための資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するための助言を行う者をスカラシップ・アドバイザーとして派遣するものです。

2. スカラシップ・アドバイザーは、金融面の専門的知見を有し、各高等学校等が生徒、保護者及び教員等を対象として開催する奨学金の説明会等に派遣され、相談・助言等を行います。

3. 平成29年度予算成立後、まずはスカラシップ・アドバイザーの養成を行うための研修を実施することを予定しております。その上で、研修を受講したアドバイザーを順次、各高等学校等へ派遣することとし、年度内に延べ2,600人の派遣を行うことを予定しております。

4. 文部科学省としては、新制度の周知・広報が徹底されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

平成29年3月15日（水）衆・文部科学委員会

尾身 朝子氏（自民）

問8 奨学金を必要とする生徒の状況は千差万別であり、生徒一人ひとりに寄り添うことが必要だと考えている。奨学金制度の運用にあたって、松野大臣の意気込み・決意如何。

（答）

1. 文部科学省では、これまで、意欲と能力のある学生が経済的理由によって進学を断念することがないように奨学金制度や授業料減免の充実などに取り組んでまいりました。
2. 平成29年度予算案においても、給付型奨学金の創設や無利子奨学金の大幅な拡充に加えて、授業料減免の一層の充実を図ることとしております。
3. これら一連の施策を一体的に進めるとともに、更なる教育費の負担軽減策の検討を進めることにより、経済的に困難な状況にある子供たち一人ひとりの大学等への進学を大きく後押ししてまいります。

（参考1）授業料減免等について ※括弧内は平成28年度との比較

○国立大学

平成29年度予算案：333億円（13億円増） 減免対象人数：約6.1万人（2千人増）

○私立大学

平成29年度予算案：102億円（16億円増） 減免対象人数：約5.8万人（1万人増）

(参考2) 無利子奨学金の充実

	<平成28年度予算>		<平成29年度予算案>
<事業費>	3,222億円	⇒	3,502億円(279億円増)
<貸与人員>	47万4千人	⇒	51万9千人(4万4千人増)

- ・住民税非課税世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃
- ・残存適格者の解消

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成29年3月15日(水) 衆・文部科学委員会

吉田 宣弘氏(公明)

問3 貸与型奨学金について、有利子から無利子への流れは来年度予算でどのように表れているか。また、来年度予算において残存適格者はどれだけ減少するか。

(答)

1. 意欲と能力のある学生等が、経済的な理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を準備するため、学生等の経済的負担の軽減を図ることは大変重要であると考えております。
2. このため、大学等奨学金事業においては「有利子から無利子へ」の流れを加速すべく、これまでも毎年度貸与人員の増員を図ってきたところでございます。
平成29年度予算案の無利子奨学金について、貸与人員は残存適格者の解消分として2万4千人増、成績基準の撤廃分として2万人増の合わせて対前年度4万4千人増の51万9千人、事業費は残存適格者の解消分として150億円増、成績基準の撤廃分として123億円増の合わせて対前年度279億円増の3,502億円を計上しております。
3. これにより、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実現し、全ての残存適格者を解消することとしております。

(参考1) 無利子奨学金4万4千人増の内訳

- ・残存適格者解消分：約2万4千人、約150億円
- ・成績基準撤廃分：約2万人、約123億円

(参考2) 無利子奨学金の推移 ※復興特会除く

	<予算額>	<貸与人員>	<残存適格者数>
平成24年度	2,730億円	37.8千人	10.5万人
平成25年度	2,840億円	41.6万人	8.6万人
平成26年度	3,000億円	44.1万人	4.2万人
平成27年度	3,125億円	46.0万人	3.0万人
平成28年度	3,222億円	47.4万人	2.4万人

(参考3) 事業費及び貸与人員

	<平成28年度予算>	<平成29年度予算案>
<事業費>		
無利子奨学金	3,222億円	⇒ 3,502億円(279億円増)
		[この他被災学生等分26億円]
(有利子奨学金)	7,686億円	⇒ 7,238億円(448億円減)
<貸与人員>		
無利子奨学金	47万4千人	⇒ 51万9千人(4.4万人増)
		[この他被災学生等分4千人]
(有利子奨学金)	84万4千人	⇒ 81万5千人(2.9万人減)

※ 計数は単位未満四捨五入

(参考4) 平成24年度予算との比較

	<平成24年度予算>	<平成29年度予算案>
	(無利子：有利子)	(無利子：有利子)
事業費	1：3.1	→ 1：2.1
貸与人員	1：2.4	→ 1：1.6

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成29年3月15日(水) 衆・文部科学委員会

吉田 宣弘氏(公明)

問4 今春から無利子奨学金を対象とした所得連動型の返済制度が始まるが、有利子奨学金が対象となっていない理由如何。

(答)

1. 新たな所得連動返還型奨学金制度については、所得連動返還型奨学金制度有識者会議の審議まとめにおいて、

① 無利子奨学金及び有利子奨学金の両方に導入することが望ましいこと

② 有利子奨学金については、返還期間が長期化した場合に利子負担が大きくなるといった課題があるため、慎重な検討が必要であること

③ まずは無利子奨学金から先行的に導入することとし、有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討すること

とされております。

2. この審議まとめを踏まえ、今回の所得連動返還型奨学金制度の有利子奨学金への適用はしておりませんが、今後の導入については、早急に検討を開始することとしております。

(参考①) 返還利息のシミュレーション

<前提条件>

- ・有利子奨学金を月額8万円・4年間貸与した場合(貸与総額384万円)
- ・貸与利率1%で定額返還

<結果>

○返還期間20年の場合

返還月額17,740円、返還総額4,257,117円(うち利息分417,117円)

○返還期間30年の場合

返還月額12,400円、返還総額4,465,028円(うち利息分625,028円)

(参考②) 新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について (審議まとめ)

平成 28 年 9 月 21 日・所得連動返還型奨学金制度有識者会議

(2) 奨学金の種類

無利子奨学金から先行的に導入 (有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討)

より多くの返還者に対して所得に応じた返還が可能となる新所得連動返還型奨学金制度を適用する観点から、無利子及び有利子奨学金の両方に新制度を導入することが望ましい。ただし、有利子奨学金については、返還期間が長期化した場合に利子負担が大きくなるといった課題があり、より慎重な検討が必要である。このため、まずは無利子奨学金から先行的に導入することとし、有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討することが適当である。

(参考③) 『米国の奨学金政策をめぐる最近の動向』

— 学生ローンと所得連動型返済プランの問題を中心に —

国立国会図書館 調査及び立法考査局 次長 寺倉憲一

「所得連動型返済プランの下で毎月の返済額が少額にとどまることは当該時点における負担の軽減につながる一方、返済完了までの時間が長期化して、結果的に多額の利子の支払いを余儀なくされるおそれがある。」

出典：「レファレンス」平成 27 年 8 月号

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成29年3月15日(水) 衆・文部科学委員会

吉田 宣弘氏(公明)

問5 無利子とは財源が異なる有利子奨学金に、所得連動型を応用することは可能か。

(議員は既に貸与を受けている者や返還を開始している者への負担軽減策についても触れてほしいとのこと。)

(答)

1. 無利子奨学金については、新たな所得連動返還型奨学金制度導入後においても、返還総額に変更はありません。一方、有利子奨学金については、返還者の所得が低く返還月額が低額となる場合、返還が長期にわたり、返還者の利息負担が増大することが想定され、返還者が制度を利用したことにより、却って返還負担が重くなるような事態が生じることが懸念されます。
2. このため、無利子奨学金における制度の適用状況を見つつ、有利子奨学金への導入に当たっての課題とその解決策を検討していく必要があると考えています。
3. 具体的には、新制度を選択する割合や貸与額などを考慮した上で制度設計及び財源の確保を行う必要が生じることになります。
4. なお、既に貸与を受けている者や返還を開始している者の返還負担軽減については、これまでも返還期限猶予制度や減額返還制度により対応してきたところであり、平成29年度からは減額返還制度の拡充などにより、更なる負担軽減策についての検討を進めてまいります。

(参考) 平成29年3月9日衆・本会議 富田茂之議員への
松野大臣の御答弁(抜粋)

所得連動返還型奨学金制度の有利子奨学金への導入については、返還者の所得が低く返還月額が低額となる場合、利息の支払いが増大し、返還が非常に長期に渡ることが予想されることから、まずは無利子奨学金での運用状況を見つつ、導入に向けて検討を行うこととしております。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線) (直通) (携帯)

平成29年3月15日（水）衆・文部科学委員会

吉田 宣弘氏（公明）

問6 有利子奨学金の所得連動型については、文部科学大臣の力強いリーダーシップで早期実現を成し遂げるべきと強く要望するが、大臣の受け止め如何。

（答）

1. 奨学金の返還負担の軽減は、学生が安心して進学し、学
ぶ上でも大変重要であると認識しています。
2. このため、有利子奨学金に新たな所得連動返還制型奨学
金制度を導入するためには、まずは無利子奨学金における
適用状況を見極めることが必要ですが、同時並行的に課題
を分析するといった検討を開始するなど、取組を進めてま
いりたいと考えております。